建物を取り壊したら、

「滅失届」をご提出ください。

　建物を取り壊したら「家屋滅失届」をご提出ください。

　ご提出がないと、翌年以降も課税されるおそれがあります。

飯山市役所　税務課　資産税係

℡0269-67-0723（直通）

FAX：0269-62-3127

E-Mail：zeimu@city.iiyama.nagano.jp

家屋滅失届

　　年　　月　　日

　飯山市長　　あて

届出人　　氏名

住所

電話

　以下の家屋について取り壊したことを届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 構造 | 種類 | 床面積（㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |